

○新見市防災公園条例

平成 23 年 3 月 22 日

条例第 22 号

(設置)

第 1 条 本市の災害時における避難所と被災者支援の拠点並びにスポーツ振興と余暇活動の場として、新見市防災公園（以下「防災公園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 防災公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
新見市防災公園	新見市石蟹 1 5 7 番地

(施設)

第 3 条 防災公園に、次に掲げる施設を置く。

- (1) 陸上競技場
- (2) サッカー場
- (3) 多目的広場

(休園日)

第 4 条 防災公園の休園日は、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までとする。ただし、緊急及び市長が特に必要と認めるときは、臨時に開園し、又は休園することができる。

(使用時間)

第 5 条 第 3 条各号に定める施設を使用することができる時間は、午前 8 時 30 分から午後 9 時までとする。ただし、緊急及び市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(使用の許可)

第 6 条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、施設の管理上支障があると認められるとき。

3 市長は、前項の許可に施設の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(行為の制限)

第 7 条 前条第 1 項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可に係る行為以外の行為をしてはならない。

2 使用者は、施設を改造し、又は施設に新たに施設又は設備を設けてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(使用許可の取消し等)

第8条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その使用条件の変更を命じ、若しくは使用許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。ただし、このために使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、賠償の責めを負わない。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は市長の指示した事項に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(3) 使用許可の条件に違反したとき。

(4) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(5) 災害その他の不可抗力により、施設の運営上緊急やむを得ない事態が発生したとき。

(6) その他市長が特に必要と認めたとき。

(使用権の譲渡禁止)

第9条 使用者は、施設の使用権を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復義務)

第10条 使用者は、施設の使用を終えたとき（第8条の規定により使用許可の取消し又は使用の停止を受けたときを含む。）は、直ちに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料の納入)

第11条 使用者は、市長に施設の使用に係る料金（以下「使用料」という。）を前納しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

2 使用料は、別表に掲げる額とする。

(使用料の減免)

第12条 市長は、特に必要と認めるときは、照明施設使用料等の電灯料を除き使用料を減額し、又は免除することができる。

2 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が施設を使用するときは、使用料は2分の1とする。

(使用料の還付)

第13条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由により施設を使用できないとき、又は市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第14条 防災公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 施設の使用許可に関すること。

(2) 施設等の維持管理に関すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、防災公園の運営に関すること。

(指定管理者の指定手続等)

第16条 指定管理者の指定手続等については、新見市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年新見市条例第14号）の規定に基づき実施するものとする。

(損害賠償義務)

第17条 指定管理者又は使用者は、故意又は過失により施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(読替規定)

第18条 第16条の規定により指定管理者を指定した施設については、第4条、第5条、第6条及び第7条の「市長」を「指定管理者」に読み替えるものとする。ただし、第4条、第5条及び第6条において読み替えた場合に変更を行うときは、市長の承認を得るものとする。

2 前項の場合において、この条例に定める「使用」を「利用」に読み替える。又「使用料」を「利用料金」に読み替え、指定管理者の収入とすることができる。

3 指定管理者が利用料金を変更するときは、別表の料金を基準とし、当該基準額に0.5を乗じて得た額から1.5を乗じて得た額の範囲内の額で市長の承認を得て定めることができる。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年3月31日から施行する。

附 則（平成25年3月22日条例第10号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第11条、第18条関係）

新見市防災公園施設使用料

【陸上競技場・サッカー場使用料】

使用区分			使用料	備考
専用使用	入場料を徴収する場合	一般	1時間までごとに 15,000円	1 使用者が本市の住民以外である場合は、使用料に当該使用料の100%を加算するものとする。
		高校生以下	9,000円	2 入場料を徴しない専用使用で、使用者の年齢が多岐にわたる場合は1時間までごとに1,000円とする。
	入場料を徴収しない場合	一般	1時間までごとに 2,000円	3 使用が1時間に満たない時間は1時間とする。
		高校生以下	1,000円	

		小学生以下	〃 800円
個人使用 (陸上レーン、砂場の 使用のみ)	一般	2時間までごと に	150円
	高校生以下	〃	90円
	小学生以下	〃	60円

【多目的広場使用料】

使用区分		使用料	備考
入場料を徴収 する場合	一般	1時間までごと に 4,000円	1 使用者が本市の住民以外である場合は、使用料に当該使用料の100%を加算するものとする。 2 入場料を徴しない専用使用で、使用者の年齢が多岐にわたる場合は1時間までごとに240円とする。 3 使用が1時間に満たない時間は1時間とする。
	高校生以下	〃 2,400円	
入場料を徴収 しない場合	一般	1時間までごと に 400円	
	高校生以下	〃 240円	
	小学生以下	〃 160円	

【附帯施設等使用料】

施設名	区分	使用料	
照明	専用使用	全面 全灯	1時間までごとに 2,000円
		〃 半灯	〃 1,000円
		半面 半灯	〃 500円
	個人使用	全面 1/6灯 高校生以上	1時間までごとに 100円
		〃 中学生以下	〃 50円
ミーティングルーム (会議室)	—	1時間までごとに 100円 冷暖房設備は1時間までごとに100円	
シャワー室	—	1人1回あたり100円	

		(更衣室のみの使用は無料。)
備考：使用が1時間に満たない時間は1時間とする。		

【備品使用料】

種別	区分	使用料
陸上		
・円盤、砲丸	1 個	1 0 0 円
・ハードル	1 台	5 0 円
・高跳び	マット含む	2 0 0 円
・写真判定装置	1 回	2 , 0 0 0 円
・測定装置（風向計、風力計）	1 回	1 , 0 0 0 円
・タイマー（時計）	1 回	1 , 0 0 0 円
サッカー		
・コーナーフラッグ	1 本	5 0 円
一般		
・テント	1 張り	1 0 0 円
・机、椅子	1 台、1 脚	各 2 0 円

○新見市防災公園条例施行規則

平成 2 3 年 3 月 2 3 日

規則第 1 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新見市防災公園条例（平成 2 3 年新見市条例第 2 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可申請)

第 2 条 条例第 4 条の規定により新見市防災公園施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、防災公園施設使用許可申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

(許可書の交付)

第 3 条 市長は、施設の使用を許可したときは、新見市防災公園施設使用許可書（様式第 2 号）を交付するものとする。

(使用料の減免)

第 4 条 条例第 1 0 条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、新見市防災公園施設使用料減免申請書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その可否を新見市防災公園施設使用料減免決定通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により使用料の減免を受けている者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

(使用料の還付)

第 5 条 条例第 1 1 条ただし書の規定による既納の使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第 6 条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設管理者又は係員の指示に従うこと。
- (2) 施設内で一般広告又は宣伝をしないこと。
- (3) 火災、盗難等の発生予防に留意すること。
- (4) 使用の許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。
- (5) 使用の許可を受けた設備以外の設備を使用しないこと。
- (6) その他市長が指示すること。

(損壊等の届出)

第 7 条 使用者は、施設設備その他の物件を損壊したときは、速やかに市長へ届け出てその指示に従わなければならない。

(係員の入場)

第 8 条 使用者は、施設係員の入場を拒むことはできない。

(入場拒絶及び退場)

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を断り、又は退場を命ずることができる。

- (１) 他人に迷惑をかける行為をする者若しくは危険な物品又は動物を携行する者
 - (２) この規則に違反していると認められる者
- (販売行為等の制限)

第１０条 使用者は、許可を受けないで施設内において物品を販売し、又は金品の寄附・募集等の行為を行い、若しくは行わせてはならない。

(指定管理者の指定手続等)

第１１条 条例第１４条の規定による手続については、新見市公の施設指定管理者の指定手続等に関する規則（平成１７年新見市規則第１３号）の規定に基づき実施するものとする。

(読替規定)

第１２条 条例第１２条の規定により指定管理者により管理を行わせる場合は、第２条、第３条、第４条、第５条、第６条、第７条、第９条の「市長」を「指定管理者」に読み替えるものとする。

２ 前項の場合において、この規則に定める「使用」を「利用」に、「使用者」を「利用者」に読み替えるものとする。

(その他)

第１３条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成２３年３月３１日から施行する。